

特定広域連合等の長に対し必要な指示を行うことができるよう、個別法令において所要の手当てを講ずる。

災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）に基づく緊急災害対策本部が設置された場合等には、移譲対象出先機関を所管していた大臣は、特定広域連合等の長に対し、防災に関する事務又は業務に協力するよう指示することができる。

緊急災害対策本部の設置に至らない場合等においても、移譲対象出先機関を所管していた大臣は、特定広域連合等の長に対し、同様の協力を要請することができる。

上記の防災に関する事務又は業務への協力の指示又は要請に基づき、特定広域連合等の職員が他地域の国の出先機関に派遣される場合については、派遣される職員が地方公務員であることにかんがみ、当該職員の身分上の取扱い等、所要の法的手当てを講ずる。

（４）個別の作用法令に基づかない様々な事務の取扱い

事務の位置づけを明確化するため、可能なものは個別作用法に規定することを基本としつつ、それ以外の事務についても、特例法に根拠規定を設ける等の措置を含め、その法制的な在り方について検討する。

（５）新たに必要となる事務等の取扱い

出先機関の移管が行われた地域においては、他の地域で出先機関が処理することとなる新たな事務について、特定広域連合等が処理することを基本に、法令上の手当て等について検討する。

（６）事務等移譲の手続

①基本方針の策定

国は、出先機関の事務等の特定広域連合等への移譲に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を閣議決定により定める。

②計画の認定等

特定広域連合等は、基本方針に即して、あらかじめ、関係地方公共団体の意見を聴いた上、特定広域連合等の議会の議決を経て、移譲を受ける事務等の実施に関する計画（以下「計画」という。）を作成し、内閣総理大臣の認定を申請することができる。

（特定広域連合を設置しようとする地方公共団体についても、同様の手続により、計

画の認定を申請することができる。)

内閣総理大臣は、計画が基本方針に適合すると認めるときは、計画の認定をするものとする。この場合において、内閣総理大臣は、あらかじめ、関係行政機関の長の同意を得なければならない。

③事務等の移譲措置

内閣総理大臣の認定を受けたときは、事務等の移譲のための措置が適用され、移譲対象出先機関の事務等を特定広域連合等の長が行う。((2) ⑤の事業計画を毎年度策定する。)

3 職員、財源に係る措置の在り方について

(1) 人員の移管等

円滑な移管を実現するため、移管する要員規模の決め方、移管の方法、身分の取扱い、処遇上の取扱い等について、主として以下の点に重点を置いて検討を進める。

①移管等が必要な要員数の決め方、移管の方法、身分の扱い

移譲事務等に従来国で要していた要員数がそのまま地方で必要となる要員数となることを基本とする。

(別に辞令を発せられない限り) 事務等の移譲の日において、移譲先の職員となることとし、移管の前後において、職員の就く官職の職務と責任は同等とすることを基本とする。

②給与を含む処遇上の扱い

給与、休暇、服務については、移管先の条例等に拠ることとし、退職手当については、国、地方の勤続年数を通算の上、最終退職官署において支給する。共済については、国家公務員共済組合の組合員から地方公務員共済組合の組合員になる。

③その他

移管前後で国・地方を通じて公務能率を維持・向上させる必要があることから、人事交流を含むキャリアパスや採用における任用上の配慮、研修、人事記録等の引継ぎ等の必要な措置を講ずるものとする。

(2) 財源

移譲事務等の実施に要する財源について改革の理念に沿った必要な措置を講ずる。

4 その他

(1) 事務等移譲特別区域推進本部

内閣に、全閣僚で構成する事務等移譲特別区域推進本部を置き、当該本部は基本方針の案の作成、基本方針に基づく施策の実施の推進に関する事務等をつかさどる。

(2) 権利義務の承継について

事務等の移譲に伴う権利義務の承継について所要の措置を講ずる。

国出先機関の丸ごと移管の実現に向けて（案）

平成 24 年 4 月 24 日

四 国 知 事 会

1 四国知事会の取り組み方針

- 地域にとって効果的なものから、スピード感を持って取り組むことを基本姿勢に、まずは、各県の産業振興施策との総合化を図ることにより、効果的な政策展開が可能となる「四国経済産業局」の丸ごと移管を求める。
- そのための受け皿として、特例制度に則った「四国広域連合（仮称）」を四国 4 県で設立し、アクション・プランに明示された平成 26 年度中の受け入れを目指して取り組む。
- なお、第二段階として、「中国四国地方環境事務所」や「中国四国農政局」の移管について、中国地方知事会との十分な連携を前提に、併せて検討を進める。

2 現在の特例制度「基本構成案」への意見**1 広域的实施体制の在り方について****(1) 広域的实施体制、(5) 区域の在り方**

○広域連合の区域が、出先機関の管轄区域を包括することを前提としていることについては、移管を求める出先機関の管轄区域によっては、複数の広域連合への参画を要する地域が生じることとなるため、より効率的・効果的な運営が図られるよう、管轄区域を見直すなどの手法により柔軟に対応すべき。

(7) 効果的、効率的な広域行政の推進

○広域連合が担うことで、住民や事業者の利便性が向上することを第一に、持ち寄り事務を検討すべきであり、どのような事務を持ち寄るかは、実施主体として個々の業務の特性を熟知している地方に判断を委ねるべき。

2 事務等の移譲の在り方について**(1) 移譲対象となる事務**

○当面の移譲対象候補である 3 機関以外の出先機関についても、希望する地域の発意に応じ柔軟に移譲を検討していくことを、併せて規定することが必要。

(2) 移譲のための措置（事務区分、国の関与、事業計画、並行権限行使）

○出先機関の地方移管は、全国一律ではなく、地域の実情に合った政策決定を行うことで、効果的な政策展開を可能とし、地域住民の生活の向上につなげることを目的とした取り組みであると認識しており、全ての事務を原則として法定受託とすることや、所管大臣の並行権限の活用などは、「地域の実情に応じた政策決定を可能とする」という地方移管の最大の効果を損なうことがないように、制度設計を行うことが必要。

3 職員・財源に係る措置の在り方について

(1) 人員の移管等

- 現在国で業務に従事している職員を、そのまま特定広域連合に移管することは、新たな組織体制においても、滞りなく行政サービスを維持する取り組みとして、基本的には賛成であり、さらに身分移管後は、本省や構成団体との相互派遣なども可能とする仕組みを構築し、効果的な人材確保を図ることが必要。
- 一方で、出先機関の地方移管は、国民から行政の効率化を期待される側面もあることから、移管前の段階において、広域連合の事業計画や構成団体の人員削減の実績なども勘案しながら、業務に見合った、より効率的な体制となるよう、要員規模を十分に精査することが重要である。

(2) 財 源

○財源確保は、地方移管の成否を握る重要な事項であり、今後、各地域が安心して手を挙げられる制度設計とするためにも、スリム化・効率化を口実に、国が一方的に減額することがあってはならず、単に「必要な措置を講ずる」のみではなく、人件費や事務費なども含めた移管時点の規模と同等の財源を、国が将来にわたり確実に措置することを法定するとともに、具体的な内容を早期に明示することが必要。

3 今後の対応

○四国知事会としては、県民や市町村、関係団体などに十分に周知を図りながら、改革の着実な推進に向けて取り組む。

国の出先機関改革についての意見

政府においては、平成 22 年 12 月 28 日に『アクション・プラン～出先機関の原則廃止に向けて～』を閣議決定し、また、昨年 12 月 26 日に開催された地域主権戦略会議においては、出先機関の事務・権限のブロック単位での移譲に関し、広域的实施体制の枠組みについて「既存の広域連合制度をベースに当該制度を発展させるための検討を進め、平成 24 年の通常国会に特例法案を提出することを旨とする」等の方向性が示されている。

本会では、これまで、真の分権型社会の実現のため、基礎自治体優先の原則、補完性・近接性の原理に基づく国・都道府県・市町村の役割分担の明確化と事務事業の再配分とともに、国と地方の二重行政の解消のための出先機関改革及び出先機関改革における広域的災害対策等に係る十分な検討を求めてきたところである。

しかしながら、出先機関改革の事務・権限のブロック単位での移譲について、基礎自治体である都市自治体への具体的な説明や協議等がこの間十分に行われていない状況にある。

現在進められている新たな広域的实施体制の制度設計においては、東日本大震災等の教訓を踏まえ、大規模災害時等の緊急時における対応や迅速な復旧・復興をはじめとする広域のかつ機動的な危機管理体制のあり方等について、基礎自治体の意見を踏まえた具体的かつ十分な議論が必要である。

また、都道府県をまたがる広域的な組織体制のあり方や必要な財源の確保、ブロック内での利害調整や予算配分と基礎自治体の関わり方等、広域的实施体制の運営に係る具体的な重要事項についても明らかではない。

については、出先機関改革の検討に当たっては、拙速に進めることなく、地域住民の安心・安全に直接責任を有し、地域の実情に精通している基礎自治体の意見を十分踏まえるよう、慎重な対応を求めるものである。

平成 24 年 3 月 26 日

全 国 市 長 会